

平成15年2月19日

総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会 答申「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」の取りまとめにあたって

全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）
会 長 妻 木 紀 雄

わが国における今後の電気事業制度のあり方について検討を行ってきた、総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会は、2月18日、「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」を取りまとめ、経済産業大臣に答申しました。

その内容は、送配電部門における公平性・透明性の確保策として「中立機関」の設置、及び情報遮断、内部相互補助の禁止等の行為規制を電気事業法に担保、全国規模の「卸電力取引市場」の整備、振替供給制度の廃止等系統利用制度の見直し、などを柱としています。そして、平成17年4月を目途に全ての高圧需要家に対する小売自由化を実施、さらに、平成19年4月を目途に全面自由化に向けた検討を開始することとしています。

電力総連は、本答申について、代替性がなく、かつ貯蔵できない電力という財の特性及び急峻な需要変動、着実な需要増加、国土利用の制約による設備建設の長期リードタイム等わが国固有の実情などを踏まえ、責任ある供給主体として発送電一貫体制を堅持するなど、安定供給の確保に留意しつつ効率的な電力供給を達成する日本型の電力自由化モデルが示されたものとして一定の理解をするものです。

一方、わが国のエネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立において中核的な役割を担う原子力全般の開発・利用のあり方については、平成16年末までに必要性を含め検討されることとなっており、議論が先送りされています。本来、電気事業制度改革と原子力の課題への対応については、併せて結論が導き出されるべきものであり、官民の役割分担、経済的措置等について早期に結論を得る必要があります。

今回の答申を踏まえ、改正電気事業法案が今次156国会に提出される予定となっています。電力総連は、真に国民利益の向上につながる制度改革とするためにも安定供給に加えエネルギーセキュリティや環境保全、ユニバーサルサービス等へ適切に対処されることが肝要と考えており、今後の法案審議にあたってこれらの観点を十分に踏まえ対応していくこととします。

そして、産業基盤の財であり、国民生活にも不可欠な財である電力の安定供給に、引き続き尽力してまいりたい所存です。

以 上